

**埋蔵文化財センター収蔵庫除却工事
設計業務基本設計書**

令和6年9月

長野県県民文化部文化振興課

第1 総則

1 本書の位置付け

本基本設計書は、埋蔵文化財センター収蔵庫除却工事設計業務（以下「本業務」という。）に係る要件等について、業務受注者に対して要求する項目及びその水準を定めたものである。

2 業務の目的等

老朽化が進む収蔵庫を使用しなくなったことから、除却し県有地の有効活用を図る。

3 事業概要

(1) 除却施設

棟名称	構造・階数	延べ面積 (㎡)	備考
収蔵庫	W-2F	約 198 ㎡	外構 (As 舗装等) 含む

(2) 除却後の敷地整備

整地の上碎石敷き等とする。(舗装復旧も検討し、予算による調整を図る)

(3) スケジュール

設計業務予定：令和6年9月～令和6年12月（約100日間）

工事予定：令和7年7月以降予定

※本業務では、令和6年11月中旬に概算工事費が算出できるよう検討すること。(算出時期は監督員との協議による。)

4 業務概要

除却工事实施のための設計に関する業務（積算業務、PCB含有調査を含む）

(アスベスト含有調査は、令和5年に各所について調査実施済みのため、別途報告書を提供する)

5 業務理念

(1) 環境対策について

本事業による環境への負荷軽減のため、建設副産物の適正使用・適正処理、エコマテリアルの採用、施設周辺の環境保全の3項目を柱に施設整備を図る。

(2) 施設特有の条件について

住宅地内での除却工事となるため、工事車両の動線、工事中の騒音や振動等による、周辺環境、近隣及び周辺施設に与える影響について検討し、必要な仮設工事等を計画する。

また、本工事は、「週休2日工事实施要領」を適用する工事のため、これを考慮し検討を行うこと。

6 適用基準等

業務の実施に当たっては、「埋蔵文化財センター収蔵庫除却工事設計業務委託特記仕様書」にて示した技術基準等のほか、以下の基準及び関係法令を遵守する。なお、これらの基準等は最新版を適用すること。

(1) 基礎的基準

- 建築基準法、建築基準関係規定、建築学会基準、長野県建築基準条例、その他各建築関係規定
- 都市計画法、長野市都市計画関係規定
- 景観法、長野市景観条例
- ~~高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、長野県福祉のまちづくり条例~~
- ~~エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）、長野県地球温暖化対策条例~~

(2) 関係法令

- 消防法 ○下水道法 ○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ○河川法
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 ○高圧ガス保安法 ○振動規制法
- 水質汚濁防止法 ○水道法 ○騒音規制法 ○大気汚染防止法 ○電気事業法
- 電波法 ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ○労働安全衛生法 ○土壤汚染対策法
- 文化財保護法 ○その他、本業務に関連する法令

第2 基本要件

(1) 計画事項

- ア 除却計画については、現場内分別を原則とし、処理場等へ搬出する適切な計画とする。
- イ 周辺環境への配慮については、下記の事項を特に考慮し、周辺環境との調和を図る。
 - ・騒音、振動及び粉塵の防止
 - ・現場周辺道路の交通障害の防止
 - ・敷地内外における安全対策
 - ・アスベスト曝露防止
- ウ 防災については、工事作業中における除却建築物の倒壊、崖崩れ、出水、火災等に対する安全性を十分確保する。
- ケ 使用材料等の選択については、次の事項を特に配慮し、適切な仕様を選択すること。
 - ・信州リサイクル製品が率先して利用されるよう配慮
 - ・県産材の積極的な選択「長野県内の公共建築物・公共土木工事等における県産材利用方針」
- コ 再資源化については、工事において次の材が発生する場合は、再資源化を図る。

なお、金属類については、有価物として計画する。

 - ・コンクリート塊
 - ・アスファルト・コンクリート塊
 - ・木材類
 - ・廃石膏ボード（近傍に再資源化施設がある場合に限る。）

(2) 業務事項

- ア 事前調査
 - ・除却施設に関する既存設計図書等を参考に現地調査を行ったうえで設計図書を作成すること。
 - ・現地調査等で敷地及び施設内に立ち入る際は、必ず事前に施設管理者等に連絡を取り、了解を得てから立ち入ること。
 - ・現地調査に当たっては、既存施設（構内設備・地中埋設物等を含む）、隣接道路、隣地、隣家との

関係（騒音、振動、粉塵、電波障害等）及び雨水排水等の放流先（水質汚染、同意の有無等）を調査し、設計に反映させる。

- ・ 工事に伴う既存施設の仮設・移設に要する調査を行うこと。
- ・ 当該建物経由の幹線等がある場合は、解体前の工事として、設計に盛り込むこと。
- ・ 隠蔽部の確認においても、仕上げ材等一部を撤去するなど可能な範囲で調査を行い、設計精度の向上に努めること。地中埋設物についても同様とする。
- ・ 電力、ガス、上下水道、電話等の撤去に関しては、供給状況を各事業者に確認し、必要な工事を設計に盛り込むこと。

<電気設備> ・変電設備 ・電灯、動力設備 ・弱電設備

<機械設備> ・空調設備 ・冷暖房設備 ・換気設備 ・衛生器具設備 ・給水設備
・排水設備（浄化槽を含む） ・給湯設備 ・ガス設備 ・消火設備

- ・ 作成する図面の精度は、分別撤去を前提とした内訳数量及び単価の積算ができる程度とする。
- ・ 障害物、道路幅員、交通規制、通路（重機搬入・長大物搬入）、工事用スペース（仮施設、駐車場等）等を十分調査し、仮設計画に反映させること。

イ 特殊廃棄物等の調査

- ・ 特殊な廃棄物（PCB含有安定器、エアコン等のフロンガス、蛍光管、汚泥、廃酸廃アルカリ等）の有無について、品目ごとの数量を調査し、処理方法を明確にすること。（含有試験が必要な場合は別途協議とする）
- ・ 未調査部分のアスベスト含有のおそれのある建材（吹付け材、配管保温材、成形板等）の有無について調査し、監督員の指示した検体を採取し定性分析を行い、既存の調査結果を含めた報告書を取りまとめること。（検体数の変更は業務変更協議事項とする。）

ウ 工物品質の明確化

- ・ 設計書においては、除却工事しゅん工時の本敷地に対する要求品質（敷地の整地レベル、許容高低差、表土の土質等）を明記すること。

エ 監督員との協議等

- ・ 管理技術者は、各部門の主任担当技術者と綿密な打合せを行った上で、監督員と協議等を行うこと。

オ 各部門との調整

- ・ 管理技術者は、建築（意匠）、~~建築（構造）~~、建築（積算）、電気設備、機械設備の各部門の調整を行い、くい違い、取合い部の不合理が生じないようにすること。
- ・ 設計においては、工事区分表を作成し、工事分担を明確にすること。

カ 積算業務

- ・ 予定工事費を超過しないよう設計すること。
- ・ 分別撤去を前提とし、分別品目別及び処理方法別に発生材の数量を算出すること。
- ・ 産業廃棄物処理について、運搬と処分は分けて積算すること。
- ・ 解体・撤去工事の単価は、原則見積りとする。その他の単価採用の順位等については監督員の指示による。
- ・ 工事単価については別途提示する長野県建築工事単価設定要領によること。
- ・ 単価採用の順位等については監督員の指示によること。

- ・参考見積りは、原則3者以上とし、監督員の承諾する者から徴取すること。
- ・建設発生土を搬出する必要がある場合は、処分費についても見積りを徴取すること。
- ・内訳書に単価根拠を明示すること。(方法は監督員の指示による。)
- ・設計内訳書の作成は、営繕積算システム「R I B C 2 (最新版)」による。

【連絡先】 財団法人 建築コスト管理システム研究所 TEL03-3434-1530

- ・長野県建築工事標準単価以外の単価(労務費、市場単価、市場単価以外の材工単価)については、
「週休2日工事に係る経費の補正について(建設部)」により補正したものとする。
「週休2日工事に係る経費の補正について(建設部)」

https://www.pref.nagano.lg.jp/gi_jukan/infra/kensetsu/gi_jutsu/syukyu2niti.html

キ 著作権の譲渡等

- ・著作物の譲渡等については、「設計業務委託契約書」による他、著作物の利用については、四会連合協定「建築設計・監理等業務委託契約約款」に準拠する。

「設計業務委託契約書」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/kokyokoji/seido/keiyakusyo.html>

第3 特記要件

- ア 周辺道路が狭隘のため、工事車両の動線を十分に検討し、仮設工事費も含めて提案すること。
- イ 敷地境界部の塀、フェンスの撤去等については、施設管理者立会いの下範囲を確認すること。
- ウ 敷地内に周辺施設の排水管が通っている場合は、調査により経路を把握し、除却にあたっては、機能を維持すること。
- エ 以前使用していた、電気設備、機械設備が残されているため、撤去・処分として設計すること。